三　環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、令第五条第十五号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

5　地下水・地盤環境室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第十四条～第二十六条　（略）

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

○環境省令第十九号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

環境大臣　山口　壮

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（地域脱炭素創生室の所掌事務）	（地域脱炭素創生室の所掌事務）
第八条　地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八条**　地域脱炭素創生室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方環境事務所の所掌事務に係る地域の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条第六項に規定する地域の脱炭素化をいう。次号において同じ。）に関する事務の総括に関すること。	一　地方環境事務所の所掌事務に係る地域における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。次号において同じ。）の実現に関する事務の総括に関すること。
二　地域の脱炭素化に向けた国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の連携の促進に関すること。	二　地域における脱炭素社会の実現に向けた国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の連携の促進に関すること。
三　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十二に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。	三　地球温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十二に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。
（野生生物課の所掌事務）	（野生生物課の所掌事務）
第十四条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十四条**　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三十一　（略）	一～三十一　（略）
三十二　特定外来生物の防除の実施及び当該防除に係る調査並びに主務大臣等以外の者が行う特定外来生物の防除の確認及び認定に関すること。	三十二　特定外来生物の防除の実施、確認及び認定に関すること。
三十三～四十　（略）	三十三～四十　（略）
（地方環境事務所に置く支所）	（地方環境事務所に置く支所）
第六十条　（略）	**第六十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　支所は、第六十二条の規定に基づき、第四十六条第一号から第七号まで、第四十七条第一号から第四号まで、第四十八条第一号から第十一号まで及び第五十三条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。	3　支所は、第五十九条に基づき、第四十三条第一号から第七号、第四十四条第一号から第四号、第四十五条第一号から第十一号及び第五十条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。